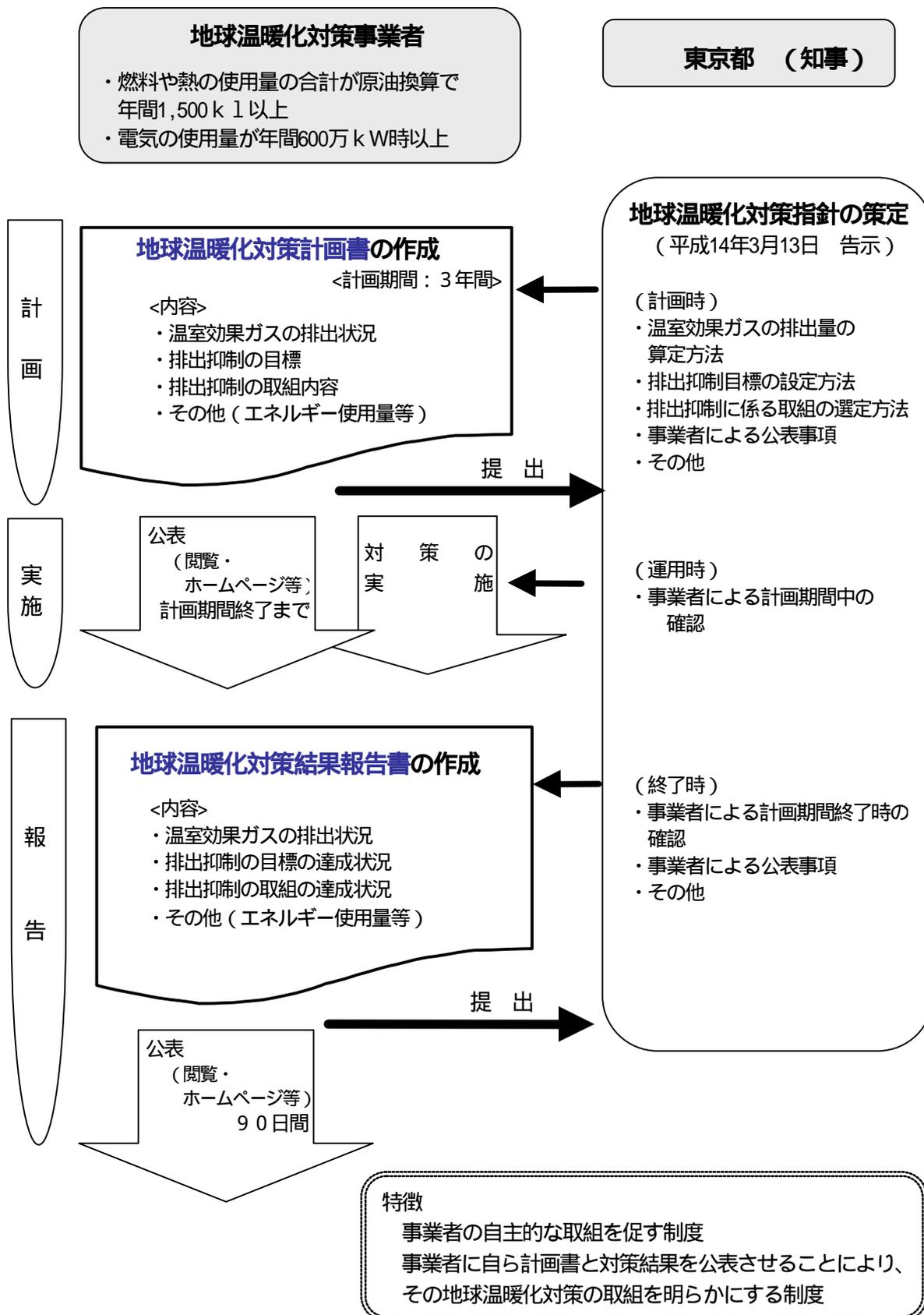


現行「地球温暖化対策計画書制度」(環境確保条例)の概要

制度フロー



排出量の把握・算定と計画書記載事項の関係

下表は、現行の「地球温暖化対策計画書」制度における、「対象事業所の判定」、計画書へ記載する「排出活動の範囲」及び「排出量算定の範囲」を示したものである。

対象事業所の判定	計画書への記載		根拠	主な排出活動(例)	
	排出活動の範囲	排出量算定の範囲			排出される温室効果ガス(2)
/	義務	義務	地球温暖化対策指針別表第1.2(1)	燃料・熱、電気の使用 (現行制度は、自動車燃料等も含む)	CO ₂
				燃料、電気の使用 自動車の走行 廃棄物の焼却(自己焼却) フロン等3ガス*の封入やフロン等3ガスが封入された製品の使用・廃棄 など	CH ₄ 、N ₂ O CH ₄ 、N ₂ O CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O HFC、PFC、SF ₆
	任意	任意		他人から供給された水の使用 公共下水道への排水 他人への委託により行う 廃棄物の焼却 など	CO ₂

1 : 地球温暖化対策指針別表第1.2

温室効果ガスに該当する6物質(2)ごとに、その温室効果ガスの排出にかかる活動及び排出係数等が記載された表

2 : 温室効果ガス(6物質)

CO₂(二酸化炭素)、CH₄(メタン)、N₂O(一酸化二窒素)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、SF₆(六ふっ化いおう)

フロン等3ガス* : HFC、PFC、SF₆